

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明和町は、個人住民税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

明和町長

公表日

令和6年12月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税 事務
②事務の概要	明和町税条例及びその他関連法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。「(別添1)事務の内容」を参照） 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携） 【当初賦課決定事務】 ・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。 ・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【賦課更正事務】 ・賦課決定通知後に各種調査や税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。 ・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【調査事務】 ・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。 【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。
③システムの名称	個人住民税システム（e-ADWORLD2、税務LANシステム）、団体内統合宛名システム、国税連携システム、中間サーバー、証明書発行サーバー、eLTAXシステム、証明書コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税賦課情報ファイル、税務LANシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）（番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項）（別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 三重県多気郡明和町大字馬之上945番地 0596-52-7113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月24日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月24日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	提供を受けたマイナンバーは真正性を確認している。また住基ネット照会を行う際には、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーが記載された書類は、鍵付きの書庫で管理し、リスクへの対策を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月15日	I　－　5.　－　②	税務課長 北岡 和成	税務課長 松井 友吾	事後	
平成29年6月15日	II　－　1.　－　時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年6月15日	II　－　2.　－　時点日欄	平成26年10月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	I　－　3.　－　個人番号の 利用 法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表第一の16の項 ・番号法第9条（第3項） ・番号法第19条（第8項）	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定 める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月31日	I — 4. — ②	番号法第19条 第7項 別表第二の 1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37, 39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,7 1,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,1 08,113,114,115,116,117,120の項	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供 の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、 第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が 含まれる 項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、 28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、 54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、 70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、 101、102、103、106、107、108、113、114、115、 116、119の項）（行政手続における特定の個人 を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を 定める命令（以「別表第2省令」という。）におけ る情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4 条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第 13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22 条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の 2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第 31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40 条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、 第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条 の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55 条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、 第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関 する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収に関する事務」となっている もの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	事後	
平成30年8月31日	I — 5. — ②	税務課長 松井 友吾	税務課長	事後	
平成30年8月31日	II — 1. — 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
平成30年8月31日	II — 2. — 時点日欄	平成29年5月31日 時点	平成30年7月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策	記載なし	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和1年5月31日	II — 1. — 時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱ－2.－時点日欄	平成30年7月31日 時点	令和元年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I－1.－③	1. 個人住民税システム(e-ADWORLD2、税務LANシステム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 個人住民税システム(e-ADWORLD2、税務LANシステム) 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 証明書発行サーバー	事前	令和2年2月からコンビニ交付サービス開始予定
令和2年9月30日	I－7.－請求先	総務課	総務防災課	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ－1.－時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和2年9月30日	Ⅱ－2.－時点日欄	令和1年5月31日 時点	令和2年9月30日 時点	事後	
令和3年8月20日	【I. 関連情報】 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (以下変更なしのため省略)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 (以下変更なしのため省略)	事前	番号法第19条に係る改正の施行日に先立ち、事前に公表
令和3年8月20日	Ⅱ－1.－時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和3年8月20日	Ⅱ－2.－時点日欄	令和2年9月30日 時点	令和3年8月20日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－1.－時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	
令和4年6月17日	Ⅱ－2.－時点日欄	令和3年8月20日 時点	令和4年6月17日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I ー 1. ー ②事務の概要	地方税法及び明和町税条例に基づき、毎年1月1日現在において町内に住所を有する個人に対し個人住民税の賦課業務を行う。	明和町税条例及びその他関連法律に基づき行う以下の個人住民税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 「（別添1）事務の内容」を参照） 【課税資料受付事務】 ・給与支払者から提出された給与支払報告書の受付（紙、電子媒体、eLTAX） ・年金保険者から提出された公的年金等支払報告書の受付（紙、eLTAX） ・個人から提出された住民税申告書の受付及び確定申告書の受付（紙、国税連携） 【当初賦課決定事務】 ・個人毎の課税資料を元に、税額の計算、徴収区分等の決定を行う。 ・賦課決定内容及び税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【賦課更正事務】 ・賦課決定通知後に各種調査や税務署からの修正申告書、更正決議書等により賦課内容の変更を行う。 ・賦課変更内容及び変更後の税額を本人または給与支払者、年金保険者に通知する。 【調査事務】 ・適正な賦課のため、課税資料や扶養内容等について調査を行う。調査の結果、申告内容に変更が生じた場合には「賦課更正」を行う。 【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。	事後	
令和5年7月31日	I ー 1. ー ③システムの名称	1. 個人住民税システム（e-ADWORLD2、税務LANシステム） 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 証明書発行サーバー	個人住民税システム（e-ADWORLD2、税務LANシステム）、団体内統合宛名システム、国税連携システム、中間サーバー、証明書発行サーバー、eLTAXシステム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I — 2. — 特定個人情報ファイル名	個人住民税賦課情報ファイル	個人住民税賦課情報ファイル、税務LANシステム、eLTAXシステム、国税連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和5年7月31日	I — 3. — 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月31日	I ― 4. ― ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる 項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる 項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条	事後	
令和5年7月31日	II ― 1. ― 時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和5年7月31日	II ― 2. ― 時点日欄	令和4年6月17日 時点	令和5年7月31日 時点	事後	
令和6年12月24日	I ― 7. ― 請求先	総務防災課	総務課	事後	
令和6年12月24日	II ― 1. ― 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	
令和6年12月24日	II ― 2. ― 時点日欄	令和5年7月31日 時点	令和6年12月24日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月24日	Ⅳ－８.	記載なし	８. に記載のとおり	事後	
令和6年12月24日	Ⅳ－１１.	記載なし	１１. に記載のとおり	事後	